



船場ホーム(法務)通信



※今回は、収入印紙のない契約書についてご紹介します。
発行元: 新行政書士事務所

2014年5月

いつもお読みいただきありがとうございます。
4月はいかがでしたでしょうか？
消費税率が変わりいろいろと混乱がありました、
私どもは何とか乗り切ることができました。

さて、4月は当事務所の主力業務である風営法
関連のバーやまあじゃん店の開業をはじめ、外
国人の方からの在留許可や帰化申請、一般社
団法人の開設、相続など多岐にわたるご相談
をいただきました。ありがとうございます。

「収入印紙のない契約書」は有効？

最近、立て続けに「収入印紙の添付されて
いない契約書」に関するご質問・ご相談があ
りました。

「契約書に収入印紙を貼り忘れたけど、大
丈夫？」

「収入印紙を貼っていない契約書は無効で
しょう？」

といったものです。

結論から申し上げますと、契約の効力には何
ら影響を与えません。基本的に契約は当事
者の合意で成立するのですが、後々の
言った言わないといったトラブルを避けるた
めに、合意事項を明確にし、契約書として文
書化することになります。

ただし、印税法で売買契約書や借用書な
ど課税文書とされる書面には収入印紙を添
付する方法で納税することとされています。
これを怠ると印紙税法違反となり追徴課税
されますので、「ご注意ください」



初めてのご相談は無料でお伺いしてあり
ますので、何かお悩み、お困りのことがあ
りましたら、お気軽にご相談ください。
(電話 06-6245-8590)

長男が高校を卒業して予備校に通いだし(つまり、
浪人です)、二男は無事に高校進学、三男は中学
3年に進級いたしました。
長女は幼稚園の年中さんに上がりましたが、いき

なり幼稚園の階段でこけて、右眉を5針縫うケ
ガをしました。今は抜糸が済み、眉毛が半分剃
られて面白い顔になっています。
今月もよろしく願います。



新 正伸 しん まさのぶ

1965年3月25日 大阪府大阪市で

4人兄弟の長男として生まれる。

文房具(特に筆記具)が好きで

現在、消せるボールペンを愛用中!!

妻と三男、一女の6人家族で

毎日楽しく暮らしています。

安田 峰子 やすだ みねこ

1982年9月7日生まれ

行政書士を目指して現在奮闘中!!



新行政書士事務所

行政書士 新 正伸

場所 大阪市中央区久太郎町 3-1-22

OSK ビル 306号

電話 06-6245-8590

FAX 06-6245-8591

取扱い業務

飲食店の営業許可、風俗営業許可、契約書作成、

農地転用、会社設立、医療法人設立、帰化申請、

在留資格(ビザ)に関する各種手続き など